

## 茅ヶ崎市市政情報の公表及び提供の推進に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市情報公開条例（昭和61年茅ヶ崎市条例第2号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、市政に関する重要かつ基本的な計画等の策定過程等における情報を積極的に公表及び提供する制度を定めることにより、市民に対する市の説明責任を果たすとともに市政の透明性を高め、市民との協働による開かれた市政の推進に資するため必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「市政情報の公表」とは、市の保有する情報を義務的に公にすることをいう。

2 この要綱において、「市政情報の提供」とは、市の保有する情報を任意に公にすることをいう。

### (市政情報の公表)

第3条 市長は、その保有する次に掲げる情報について、条例第5条各号に規定する非公開情報に該当するものを除き、これを市民に公表するものとする。

- (1) 市の長期計画その他の市の重要な基本計画、指針等並びにこれらの計画に係る構想段階での概要、中間段階の案及び進捗状況
- (2) 市の基本的な制度を定める条例、市民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例（金銭徴収に関するものを除く。）又は市民生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃に関する情報

### (公表方法等)

第4条 情報の公表方法については、原則として、市ホームページに掲載するほか、必要に応じて、市政情報コーナー等での閲覧、報道機関への情報提供、広報紙掲載、印刷物配布、刊行物有償配布など、その内容等から、効果的なものを選択して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、情報が大量であることなど、市ホームページに掲載できない合理的理由がある場合は、市政情報コーナー等での閲覧に代えることができる。

3 公表に当たっては、正確で分かりやすい情報として内容の充実を図るよう努めるものとする。

### (公表時期)

第5条 情報の公表は、情報発生の都度、速やかに行うものとし、常に最新の情報が市ホームページに掲載等されるよう努めるものとする。

(市政情報の提供)

第6条 市長は、第3条各号に定める情報以外の市政に関する情報、市民生活に影響を与える情報についても、積極的な情報の提供に努めるものとする。

2 市政情報の提供については、第4条に定める方法により行うものとする。

(他の要綱等との適用関係の調整)

第7条 市政情報の公表について、この要綱以外の要綱等に別段の定めがある場合には、その定めるところによる。

(市政情報の公表の事務手続)

第8条 市政情報の公表に係る課等の長(以下「担当課長等」という。)は、新たに市政情報を公表するときは、市政情報公表(依頼)書に当該情報に係る資料を添えて、行政総務課長に提出し、依頼するものとする。

2 行政総務課長は、担当課長等から提出された市政情報公表(依頼)書に基づき、市政情報公表一覧表を作成し市ホームページに掲載するものとする。また、前項に規定する資料を市政情報コーナーに配架し、閲覧に供するものとする。

3 担当課長等は、市政情報公表一覧表の内容を変更し、又は公表を終了したときは、市政情報公表(報告)書を行政総務課長に提出し、報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

市政情報公表（依頼・報告）書

年 月 日	
(あて先) 行政総務課長	
〇〇〇〇課長	
市政情報の公表及び提供の推進に関する要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり市政情報公表一覧表への掲載及び市政情報コーナーへの配架を依頼します。	
公表情報の名称	
計画の期間	
情報分類 (細区分)	1 新規公表                      2 変更                      3 終了 4 その他 (                      )
公表開始日	年 月 日
変更又は終了日	年 月 日
公表方法	1 ホームページ      2 広報紙      3 市政情報コーナー 4 担当課窓口      5 その他 (                      )
新規掲載時のホームページアドレス	<a href="http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/">http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/</a> (予定)
公表する計画等の概要	
修正内容、理由等（根拠法令等の名称も記載してください。）	

※「公表方法」欄については、公表する全ての方法について選択又は記入してください。